

秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要について

県民生活課

1 目的	自転車の安全で適正な利用を促進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。
2 基本理念	<ul style="list-style-type: none">○ 歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、道路の交通に関する法令についての理解を深める。○ 県、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携・協力して、自転車の利用に係る交通事故（以下「交通事故」という。）の防止を図る。
3 各主体の責務	<p>県の責務</p> <ul style="list-style-type: none">○ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定・実施する。 <p>県民の責務</p> <ul style="list-style-type: none">○ 自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うように努める。○ 国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努める。○ 自転車利用者は、道路交通法に規定する車両の運転者としての責任の自覚の下に、道路の交通に関する法令及び交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、自転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるように努める。 <p>事業者の責務</p> <ul style="list-style-type: none">○ 自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、事業活動における自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うように努める。○ 従業者に自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うように努める。○ 国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努める。 <p>交通安全団体の責務</p> <ul style="list-style-type: none">○ 道路の交通に関する法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に係る取組を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努める。
4 啓発活動	<ul style="list-style-type: none">○ 県は、自転車の安全で適正な利用についての県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、自転車の点検及び整備並びに自転車損害賠償責任保険等（以下「保険等」という。）への加入を促進するため、自転車安全確認の日を設けるほか、必要な広報啓発活動を行う。○ 自転車安全確認の日は4月15日とする。
5 教育の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 県は、自転車の安全で適正な利用に関し、学校教育その他の教育を通じて、県民の理解を深めるように適切な措置を講ずる。○ 学校教育その他の教育を行う者は、県が講ずる措置に協力するように努める。
6 道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 県は、国、市町村及び交通安全団体と連携し、歩行者、自転車及び自動車等の安全な通行を確保するため、自転車に係る道路交通環境の整備を図る。
7 交通事故の防止のための措置等	<ul style="list-style-type: none">○ 自転車利用者、事業活動において従業者に自転車を利用させる事業者及び自転車貸付業者は、自転車側面への反射器材の備付け等、交通事故の防止のための措置を講ずるように努める。○ 自転車利用者は、路面の積雪、凍結その他の状態を考慮した上で、自転車を安全で適正に利用し、又はその利用を取りやめるように努める。○ 保護者は、監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置を講ずるように努める。○ 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用についての助言その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な措置を講ずるように努める。
8 自転車の点検及び整備等	<ul style="list-style-type: none">○ 自転車利用者、事業活動において従業者に自転車を利用させる事業者、自転車貸付業者及び自転車を利用する未成年者を監護する保護者は、自転車の定期的な点検及び整備を行うように努める。○ 自転車小売業者は、自転車を購入又は整備しようとする者に対し、当該自転車の点検及び整備の方法その他の自転車の安全で適正な利用に関し必要な情報を提供するように努める。
9 保険等への加入等	<ul style="list-style-type: none">○ 自転車利用者、事業活動において従業者に自転車を利用させる事業者、自転車貸付業者及び自転車を利用する未成年者を監護する保護者は、保険等へ加入しなければならない。○ 自転車小売業者は、自転車を購入又は整備しようとする者に対し、保険等への加入の有無を確認するとともに、加入していることが確認できないときは、加入に関する情報を提供するように努める。○ 自転車貸付業者は、借受者に保険等の内容に関する情報を提供するように努める。○ 県は、保険等への加入を促進するため、保険等に関する情報提供その他の必要な措置を講ずる。
10 条例の施行	令和3年8月1日施行（保険加入に係る規定を除く） 令和4年4月1日施行（保険加入に係る規定）